

## 第7章 保存

### 第1節 方向性

- ・本史跡の本質的価値を構成する縄文時代の遺構・遺物について、調査・活用・整備と調整しながら、保護層（盛土）等により確実な保存を図る。
- ・史跡指定地の土地の公有地化に取り組むとともに、指定地周辺において本史跡との一体的な保存・活用が必要な区域が確認された場合には、追加指定を検討する。
- ・本史跡の本質的価値と一体となった地形・景観について、適切な保存管理方法を検討するとともに、指定地内における遺跡の価値に関連しない施設について、適切な扱いを検討する。
- ・内容確認のための調査・研究を継続的に行い、集落の全体像や時期的な土地利用の変遷等の解明を目指す。

### 第2節 方法

#### （1）地区区分

本史跡の本質的価値を確実に保護し、次世代へと継承するため、史跡指定地やその周辺地域について保存管理のための地区を設定し、地区ごとに方向性を示す。また、史跡指定地については現状変更等の取扱基準を定める。地区区分は次のとおりとする。

#### A地区

史跡指定地のうち台地上の平坦面にあたり、縄文時代の大型円形建物跡や竪穴住居跡、掘立柱建物跡、土坑群、土器埋設遺構、盛土遺構といった主要な遺構と、それらに伴う遺物が分布する範囲である。ほとんどが市有地であるが、送電用鉄塔の用地は私有地である。市有地をA-1地区、私有地をA-2地区とする。

#### B地区

史跡指定地のうち台地の斜面にあたり、縄文時代の斜面盛土や遺物の分布が考えられる範囲である。現況はおもに山林となっている。斜面下の県道501号北上花巻温泉自転車道線の用地は県有地であるが、残りは私有地である。県有地をB-1地区、私有地をB-2地区とする。

#### C地区

史跡指定地ではないが、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲である。周囲を指定地に取り囲まれている市有地（地目が「墓地」）をC-1地区、周囲を指定地に取り囲まれている私有地（更木東部揚水機の用地）をC-2地区、それ以外をC-3地区とする。

#### D地区

史跡周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）である。

#### （2）地区ごとの保存管理の方向性

区分した地区ごとに保存管理の方向性を示す。

#### A-1地区

台地上の平坦面にあたり、縄文時代の遺構・遺物が分布する。これら地下の遺構・遺物と台地上の地形は本質的価値を構成する要素であり、保護層（盛土）を施すことにより確実に保存する。遺跡の価値に関連する要素である、標柱・解説板・測量基準点・境界杭を適切に設置・修復・管理する。揚水機の信号線・電柱は除却又は移設を目指す。埋設された配水管は、揚水機本体の将来的なあり方（除却・移設・存続・維持方法等）を含めて、所有者と扱いを協議する。本質的価値を広く共有するための活用整備を推進する。また、遺跡の価値

を正確に把握するために必要な発掘調査を継続する。

#### **A - 2 地区**

台地上の平坦面のうち、送電用鉄塔の用地である。縄文時代の遺構・遺物の分布が想定されるが、内容や残存状況は不明である。これらの本質的価値を保存する。送電用鉄塔の将来的なあり方（除却・移設・存続・維持方法等）や史跡と調和するデザイン等について、所有者と扱いを協議する。

#### **B - 1 地区**

台地の斜面にあたり、県道 501 号北上花巻温泉自転車道線の用地である。遺構・遺物の分布状況は不明であるが、地形をはじめとした本質的価値を保存する。史跡の整備に当たっては、自転車道の活用を検討する。また、遺跡の価値を正確に把握するために必要な発掘調査に努める。

#### **B - 2 地区**

台地の斜面にあたり、縄文時代の斜面盛土の分布が考えられる。遺構・遺物に加え、本質的価値を構成する地形や景観も保存管理の対象とする。そのため、樹木については、遺構・遺物の保存や地形の保全（崩落防止、防風等）、のぞましい景観（眺望）を考慮しながら適切に管理する。揚水機の取水管や送電用電柱は、その将来的なあり方（除却・移設・存続・維持方法等）について所有者と扱いを協議する。指定地の確実な保存・活用のために公有地化を推進する。また、遺跡の価値を正確に把握するために必要な発掘調査に努める。

#### **C - 1 地区**

台地上の平坦面に位置する指定地外の市有地で、周知の埋蔵文化財包蔵地である。地目は墓地で、マウンドは存在するが、墓標等は存在せず墓地台帳にも記載はない。周囲を指定地に取り囲まれており、遺構・遺物の分布が想定されるが、内容や残存状況は不明である。本質的価値を把握するために必要な発掘調査に努め、必要に応じて追加指定を検討する。

#### **C - 2 地区**

台地上の平坦面に位置する指定地外の私有地で、周知の埋蔵文化財包蔵地である。更木東部揚水機の用地であるが、周囲を史跡指定地に取り囲まれており、施設直下を除き遺構・遺物の残存が考えられる。これらの保存と揚水機の将来的なあり方（除却・移設・存続・維持方法等）に関して、所有者と扱いを協議する。やむを得ず掘削・盛土等の土地の改変を行う場合には、文化財保護法に定める手続きにより取り扱う。

#### **C - 3 地区**

史跡指定地外であるが、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内である。縄文時代の遺構・遺物が分布する可能性が考えられる。この範囲内で掘削・盛土等の土地の改変を行う場合には、文化財保護法に定める手続きにより取り扱う。

#### **D 地区**

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、本史跡と一体的な景観を成す地区である。史跡周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）に位置づけ、北上市都市計画マスタープランや北上市景観計画に基づき、史跡と調和した景観形成を目指す。

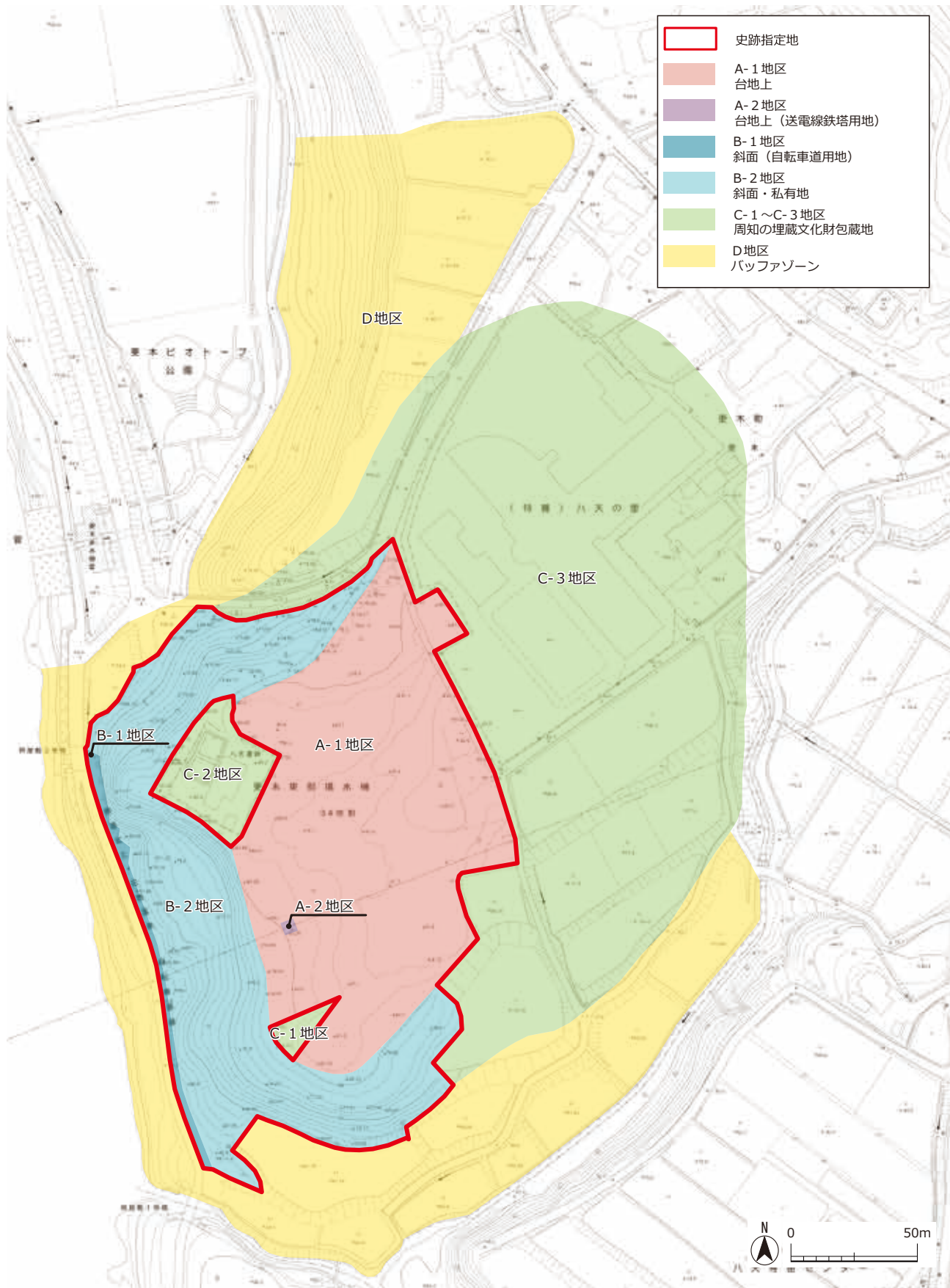


図 24 保存管理の地区区分

### (3) 現状変更等の許可を必要とする行為

史跡の現状を変更する行為、又は史跡の保存に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官の許可が必要となる。

文化財保護法第125条第1項で規定する現状変更とは物理的変更を伴う一切の行為で、「保存に影響を及ぼす行為」とは物理的変更を伴わないが将来にわたり史跡に支障をきたす行為をいう。

また、同項にはただし書きがあり、許可が必要ない場合が規定されている。さらに文化財保護法第184条第1項第2号の規定により、重大な現状変更や保存に重大な影響を及ぼす行為以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。本史跡の場合は北上市教育委員会が担当することになる。

なお現状変更については、計画者が具体的な内容について相談・事前協議を行うこととし、北上市教育委員会が岩手県教育委員会の助言を得ながら、文化庁への上申を含めて最終判断を行う。

#### ①現状変更を許可できない行為

##### (ア) 根拠法令等

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

##### (イ) 法令等に示される行為の内容

- 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」（本計画が該当）に定められた保存（保存管理）の基準（本章の内容）に反する行為
- 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある行為
- 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある行為

#### ②文化庁長官による現状変更等の許可を必要とする行為

##### (ア) 根拠法令等

文化財保護法第125条第1項（史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。）

##### (イ) 法令等に示される行為の内容（文化財保護法第184条第1項第2号の除外規定）

- 重大な現状変更（建築物その他の工作物の新築・増築・改築、土地の形質変更等）
- 保存に重大な影響を及ぼす行為（地層の剥ぎ取り等）

#### ③北上市教育委員会による現状変更等の許可を必要とする行為

##### (ア) 根拠法令等

文化財保護法第184条第1項第2号、文化財保護法施行令第5条第4項、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

##### (イ) 法令等に示される行為の内容（抜粋・要約）

- 小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120m<sup>2</sup>以下）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築
- 工作物（建築物を除く）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの）
- 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設（標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設）の設置又は改修



- 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等）
- 木竹の伐採
- 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

#### ④現状変更等の許可を必要としない行為

##### 【維持の措置】

##### （ア）根拠法令等

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書き（現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。）、同法第 125 条第 2 項（前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。）、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条

##### （イ）法令等に示される行為の内容（要約）

- き損・衰亡している場合の現状復旧
- き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置
- き損・衰亡により復旧が明らかに不可能な部分の除去

##### （ウ）届出

き損が生じた場合には文化財保護法第 33 条に、復旧する場合には同法 127 条に基づき文化庁長官に届け出る必要がある。

##### 【非常災害のために必要な応急措置】

##### （ア）根拠法令等

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書き（現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。）

##### 【保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの】

##### （ア）根拠法令等

文化財保護法第 125 条第 1 項ただし書き（現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。）

#### ⑤現状変更等に該当しない日常的な維持管理

- 既存建築物・工作物の維持管理、掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の修繕、基礎の改修を伴わない門・塀等の工作物の改修
- 既存道路の維持管理、清掃等
- 史跡の維持管理：施設の保守点検、除草、下草刈り、清掃等
- 樹木の管理（剪定、除草、下刈、つる切り等）
- 景観や周辺環境に配慮した枝打ち
- 枯損木・倒木・危険木の伐採及び除去（許可の必要性について個別に判断）

##### （４）現状変更等の取扱方針と取扱基準

史跡を適切に保存管理していくために、前節で整理した現状変更等の許可について、具体的な取り扱いの方針と基準を定める。

## （ア）現状変更等の取扱方針

原則として史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を許可しない。ただし、既存施設の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。また、地形維持のための現状変更を許可する。

## （イ）現状変更等の取扱基準

### ①建築物

建築物の新設は原則として許可しない。ただし、史跡の保存活用のために設ける小規模の施設等は、本質的価値の保護を前提とし、景観に調和したものに限り許可する。新設した建築物については、適切な維持管理や改修等を行う。また、き損や老朽化等により撤去する場合にはこれを許可する。

### ②道路

道路の新設・拡張は許可しない。ただし、既存施設の維持管理・移設・除却を行う上で必要不可欠な道路を仮設する場合や、既設道路の維持補修は、本質的価値に影響の及ばないものについては許可する。史跡の保存活用や維持管理を目的とした園路を新設する際には、既設道路の利用について検討する。

### ③工作物・埋設物

工作物・埋設物の新設は、原則として史跡の保存活用に資するもの以外は許可しない。また、遺構の保護や景観に配慮した内容・工法・材料によるものとする。ただし、既存施設を現状から移設する場合は、本質的価値の保存が十分に図られることを前提として許可する。

新設した工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。また、き損や老朽化等により撤去が必要な場合にはこれを許可する。

#### 【A - 1 地区】

揚水機の信号線・電柱は除却又は移設を目指すこととし、暫定的な維持管理や撤去・移設に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。撤去した信号線の再設置は、本質的価値を損なわず、史跡の望ましい景観に配慮したものに限り許可する。

揚水機の配水管や送電用電柱（支線）の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。

#### 【A - 2 地区】

送電用鉄塔の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。

#### 【B - 1 地区】

自転車道やコンクリートブロック擁壁の維持管理に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。

#### 【B - 2 地区】

揚水機の取水管や送電用電柱・排水柵の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。

### ④園路・広場

史跡の保存活用や維持管理を目的としたもの以外の新設は許可しない。整備事業に当たっては、本史跡の歴史性や下欠野台地の地形・景観に十分配慮する。整備した園路等の適切な維持管理、修繕、改修を行う。そのための現状変更を許可する。

## ⑤地形

史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成（切土・盛土）は原則として許可しない。整備事業に伴う造成工事を行う際には、遺構を傷つけないよう十分に配慮する。

### 【A-1・A-2地区】

地下の遺構・遺物を保存するために保護層（盛土）を設ける場合には、これを許可する。

### 【B-1・B-2地区】

地形の保全、防災（斜面の崩落防止・防風等）、復旧、活用整備を目的とした現状変更を許可する。

## ⑥木竹・植栽

地下の遺構・遺物、地形の保護や防災に配慮することを前提に、木竹の伐採・間伐・枝打ち等を許可する。新規の植栽は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は許可しない。保存活用の一環として行う植栽に関しても、地下の遺構・遺物、地形の保護や防災に万全を期す必要がある。

### （5）史跡周辺における文化財の保存や景観の保全等の検討

史跡周辺においても、文化財の保存や景観の保全等に資する取り組みを行っていくための方針と方法を示す。

### 【C-1地区】

地目は墓地となっているが、墓標等は存在せず、墓地台帳にも記載がない。周知の埋蔵文化財包蔵地であるが、市有地であり指定地に準じた取り組みが可能である。追加指定を検討するため、本質的価値の有無と内容の確認に努める。本質的価値が確認された場合には保存活用を検討する。

### 【C-2地区】

更木東部揚水機の用地である。史跡指定地ではないことから現状変更の取り扱いには拠らず、周知の埋蔵文化財包蔵地としての取り扱いを基本とする。ただし、周囲が史跡指定地であることから、次のとおり取り扱う。

建築物・道路・工作物・埋設物の新設を行わないように協力を求める。揚水機関連施設の修繕・改築・撤去等に当たっては、掘削・盛土等の土地の改変を行わないよう協力を求める。発掘調査の届出が提出された場合には試掘調査を行う。本質的価値に関連する遺構・遺物等が確認された場合には保存を求め、必要に応じて内容確認調査を実施する。本質的価値に関連する遺構・遺物が確認されない場合には、通常の手続きにより、発掘調査、工事立会、慎重工事のいずれかとする。工事着工に至る場合には、史跡の環境への最大限の配慮を求め、工事内容の詳細について協議する。

### 【C-3地区】

史跡指定地ではないが、史跡と一体的な景観を成す地区であり、周知の埋蔵文化財包蔵地である。文化財保護法に定める手続きにより取り扱う。

掘削・盛土等の土地の改変を行う場合には、北上市教育委員会との事前協議を必要とする。発掘調査の届出が提出された場合には、明らかに埋蔵文化財が存在しないと推認される場合を除き、試掘調査を行う。本質的価値に関連する遺構・遺物等が確認された場合には、保存を求めることとし、必要に応じて内容確認調査を実施する。本質的価値に関連する遺構・遺物が確認されない場合には、通常の手続きにより、発掘調査、工事立会、慎重工事のいずれかとする。工事着工に至る場合には、北上市都市計画マスタープランや北上市景観計画に基づき、史跡と調和した景観の形成や地形の保全について協力を求める。

### 【D地区】

史跡指定地ではないが、史跡と一体的な景観を成す地区である。周知の埋蔵文化財包蔵地にも該当しないが、遺跡の広がりや新たな包蔵地が確認された場合には、該当地を周知の埋蔵文化財包蔵地に含めた後、文化財保

護法に定める手続きにより取り扱うものとする。史跡の緩衝地帯として位置づけ、北上市都市計画マスタープランや北上市景観計画に基づき、史跡と調和した景観の形成や地形の保全について協力を求める。

具体例として、建築物・道路・工作物等において外観の形状や色彩について景観に調和したものとするよう協力を求める。また、現状の地形の大規模な改変を行わないよう協力を求める。さらに、現状の山林の保全について協力を求める。

## (6) 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査

### ①発掘調査

本史跡ではこれまでに8次にわたって発掘調査が行われてきたが、集落の全体像や台地の詳細な利用時期・利用状況等に不明確な点が多く、解明すべき課題となっている。遺跡の全体像を明確化し、より一層内容と価値を明らかにした上で、遺跡を正しく理解し活用していく必要がある。

そのために、条件の整った地区から順次、内容確認調査を実施し、これを継続するものとする。A地区については、本史跡の価値を正確に把握するために必要な発掘調査を継続する。B地区、C-1地区についても条件を整え、内容確認調査に努める。

### ②追加指定

C-1・C-2地区は周囲を指定地に取り囲まれているが、指定地外である。C-1地区は市有地であることから、本質的価値を把握した上で追加指定を検討する。C-2地区は揚水機の用地であることから、その将来的なあり方が決定し、施設が除却された場合には、本質的価値を把握した上で追加指定を検討する。

C-3地区は周知の埋蔵文化財包蔵地である。この地区において、本史跡の本質的価値に関連する要素が確認された場合には、その保護のために追加指定を検討する。

### ③公有地化

A-2地区は送電用鉄塔用地である。送電線と鉄塔の将来的なあり方について協議することとしているが、協議の結果、これらが除却された場合には公有地化について検討する。

B-2地区は、台地の斜面にあたり私有地である。本史跡の本質的価値を構成する縄文時代の遺構・遺物に加え、遺跡の立地環境（台地の地形と景観）を確実に保存するために、公有地化を推進する。

C-2地区は揚水機の用地（私有地）である。揚水機の将来的なあり方について協議することとしているが、施設が除却され追加指定がなされた場合には公有地化を検討する。

C-3・D地区については史跡の範囲外であるため、現状のままとするが、本史跡の本質的価値に関連する要素が確認され、その保護のために追加指定がなされた場合には公有地化を検討する。また整備事業に際し、史跡指定地に設置できない施設等を整備する際には、対象地の公有地化を検討する。



表 10 地区区分に基づく保存管理の方針と現状変更の取扱基準（史跡指定地）

	A 地区		B 地区	
	A-1 地区	A-2 地区	B-1 地区	B-2 地区
地区の性格	史跡指定地			
地区の性格	台地上の平坦面			
本質的価値を構成する要素	台地の斜面 ○遺構・遺物が濃密に分布し、本質的価値が良好に認められる。 ○遺跡の立地環境（台地の地形、北上川・北上盆地・奥羽山脈などを望む景観） ○縄文時代の大型円形建物跡、竪穴住居跡、掘立柱建物跡、土坑群、土器埋設遺構、盛土遺構 ○上記遺構に伴う縄文時代の遺物（土器・土製品・石器・石製品・骨器・自然遺物）			
副次的な要素	○古代・中世（縄文時代以外）の遺構・遺物			
遺跡の価値に関連する要素	○標柱・解説板・測量基準点 ○未舗装道路（東側の農道） ○境界杭	—	○コンクリートブロック擁壁（台地の斜面の法面） ○史跡サイン	○未舗装道路（更木東部揚水機の管理用） ○道路脇の排水溝
遺跡の価値に関連しない要素	○揚水機の架設信号線・電柱 ○揚水機の埋設配水管 ○送電用電柱の支線	○送電用鉄塔（電線）	—	○揚水機の埋設取水管 ○送電用電柱（電線）
現状	市有地 ○日常的な維持管理として年2回の除草を実施している。 ○上空を送電線が通る。	私有地 ○公的な維持管理は実施せず	私有地 ○県道501号北上花巻温泉自転車道線の用地（県管理） ○上空を送電線が通る。	私有地 ○公的な維持管理は実施せず ○おもに山林 ○送電線直下の土地に地役権が設定されている。
保存管理の方向性	○本質的価値を確実に保存するために保護層（盛土）を施す。 ○標柱・解説板・測量基準点・境界杭を適切に設置・修復・管理する。 ○揚水機の信号線・電柱は除却または移設を目指す。 ○揚水機の配水管は、揚水機本体の将来的なあり方を含めて、所有者と扱いを協議する。 ○本質的価値を広く共有するための活用整備を推進する。	○本質的価値を保存する。 ○送電用鉄塔の将来的なあり方や史跡と調和するデザイン等について、所有者と扱いを協議する。	○本質的価値を保存する。 ○史跡の整備にあたっては、自転車道の活用を検討する。	○本質的価値の保存を前提として、景観などに配慮した樹木管理を行う。 ○揚水機の取水管は、揚水機本体の将来的なあり方を含めて、所有者と扱いを協議する。 ○送電用電柱の将来的なあり方について、所有者と扱いを協議する。
現状変更等の取り扱い方針	○原則として史跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を許可しない。 ○既存施設の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。 ○本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。 ○地形維持のための現状変更を許可する。			

建築物	新設	<p>○建築物の新設は原則として許可しない。</p> <p>○ただし、史跡の保存活用のために設ける小規模の施設等は、本質的価値の保護を前提とし、景観に調和したものに限り許可する。</p>
	修繕 改築 撤去等	<p>○新設した建築物については、適切な維持管理や改修等を行う。またき損や老朽化等による撤去を許可する。</p>
道路	道路	<p>○道路の新設・拡張は許可しない。</p> <p>○ただし、既存施設の維持管理・移設・除却を行う上で必要不可欠な道路を仮設する場合や、既設道路の維持補修は、本質的価値に影響の及ばないものについては許可する。</p> <p>○整備事業を行う際には、既設道路の利用について検討する。</p>
	新設	<p>○工作物・埋設物の新設は、原則として史跡の保存活用に資するもの以外は許可しない（遺構の保護や景観に配慮した内容・工法・材料によるものとする）。</p> <p>○ただし、既存施設を現状から移設する場合は、本質的価値の保存が十分に図られることを前提として許可する。</p>
現 状 変 更 等 の 取 扱 い 基 準	工作物・ 埋設物	<p>○新設した工作物については、適切な維持管理や改修等を行う。またき損や老朽化等による撤去を許可する。</p> <p>○揚水機の信号線・電柱の暫定的な維持管理・移設</p> <p>○送電用鉄塔の維持管理・移設</p> <p>○ロック擁壁の維持管理に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。</p> <p>○撤去した信号線の再設置は、本質的価値を損なわず、史跡の望ましい景観に配慮したものに限り許可する。</p> <p>○揚水機の配水管や送電用電柱支線の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。</p>
	修繕 改築 撤去等	<p>○自転車道やコンクリートブロック擁壁の維持管理に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。</p> <p>○揚水機の取水管や送電用電柱・排水路の維持管理・移設・除却に伴う現状変更は、本質的価値を損なわないものについては許可する。本質的価値に影響の避けられないものについては別途協議する。</p>
園路・ 広場	新設	<p>○史跡の保存活用や維持管理を目的としたもの以外の新設は許可しない。</p> <p>○整備事業にあたっては、八天遺跡の歴史性や下欠野台地の地形・景観に十分配慮する。</p>
	修繕等	<p>○整備した園路等の適切な維持管理、修繕、改修を行う。そのための現状変更を許可する。</p>
地形	地形	<p>○史跡の保存活用を目的としたもの以外の造成（切土・盛土）は原則として許可しない。</p> <p>○整備事業に伴う造成工事を行う際には、遺構を傷つけることが無いよう十分に配慮する。</p>
	木竹・植栽	<p>○地下の遺構・遺物を保存するための保護層の設置（盛土）を許可する。</p> <p>○地形の保全、防災（斜面の崩落防止・防風等）、復旧、活用整備を目的とした現状変更を許可する。</p> <p>○地下の遺構・遺物、地形の保護や防災に配慮することを前提に、木竹の伐採・間伐・枝打ち等を許可する。</p> <p>○新規の植栽は、史跡の保存活用を目的としたもの以外は許可しない。</p> <p>○保存活用の一環として行う植栽に関しても、地下の遺構・遺物、地形の保護や防災に万全を期す必要がある。</p>
発掘調査	発掘調査	<p>○八天遺跡の価値を正確に把握するために必要な発掘調査を継続する。</p>
	追加指定	<p>—</p>
公有地化	公有地	<p>○公有地</p> <p>○送電用鉄塔が除却された場合には公有地化について検討する。</p>
	私有地	<p>○個人所有の私有地を中心として公有地化を推進する。</p>

表 11 地区区分に基づく保存管理の方針と方法（史跡周辺）

	C地区			D地区	
	C-1地区	C-2地区	C-3地区		
地区の性格	周知の埋蔵文化財包蔵地			緩衝地帯（バッファゾーン）	
	台地上の平坦面		史跡周辺（隣接地）		
	○周囲が史跡指定地であるため、本質的価値が残存する可能性がある。 ○遺構・遺物の分布が想定される。		○遺構・遺物の分布が想定される。 （周知の八天遺跡）	○史跡と一体的な景観を成す地区	
価値	○遺跡の立地環境（台地の地形、景観）		○史跡と一体的な景観		
	○縄文時代の遺構・遺物が分布する可能性			—	
現状	○年2回の除草を実施	○所有者による施設・用地管理		—	
	○市有地 ○地目が「墓地」であり、未指定 ○マウンドは存在するが、墓標等は存在しない。 （墓地台帳に記載なし） ○教育委員会（文化財課）管理地	○私有地（更木東部揚水機の用地） ○揚水機の施設（建物・貯水槽・フェンス等）が存在 ○既存の施設直下には遺構・遺物が存在しない可能性がある	○特別養護老人ホーム「八天の里」 ○公衆用道路 ○民家・田畑等	○田畑・果樹園 ○台地斜面の樹林、法面の崖 ○河川敷、堤防 ○県道501号北上花巻温泉自動車道線 ○その他	
方向性	○追加指定を検討する。	○文化財保護法に定める手続きにより取り扱う。		○史跡と調和した景観形成を目指す。	
		○揚水機の将来的なあり方に関して、所有者と扱いを協議する。	—		
方針	○本質的価値の有無と内容の確認に努める。 ○本質的価値が確認された場合には保存活用を検討する。	○周知の埋蔵文化財包蔵地であり、掘削・盛土等の土地の改変を行う場合には、北上市教育委員会との事前協議と土木工事等のための発掘に関する届出が必要となる。		○景観や地形の保全について協力を求める。	
方法	○A-1地区に準じて取り扱う。	○建築物・道路・工作物・埋設物の新設を行わないよう協力を求める。 ○揚水機場関連施設の修繕・改築・撤去等にあたっては、掘削・盛土等の土地の改変を行わないよう協力を求める。 ○発掘調査の届出が提出された場合には、試掘調査を行う。 ○本質的価値に関連する遺構・遺物等が確認された場合には、保存を求める（必要に応じて内容確認調査を行う）。 ○本質的価値に関連する遺構・遺物等が確認されない場合には、通常の手続きにより扱う。（発掘調査・工事立会・慎重工事） ○工事着工に至る場合には、史跡の環境への最大限の配慮を求め、工事内容の詳細について協議する。		○発掘調査の届出が提出された場合には、原則的に試掘調査を行う（明らかに埋蔵文化財が存在しないと推定される場合を除く）。 ○本質的価値に関連する遺構・遺物等が確認された場合には、保存を求める（必要に応じて内容確認調査を行う）。 ○本質的価値に関連する遺構・遺物等が確認されない場合には、通常の手続きにより扱う。（発掘調査・工事立会・慎重工事） ○工事着工に至る場合には、D地区と同様の協力を求める。	○外観の形状や色彩について、景観に調和したものとすよう協力を求める。
				○現状の地形の大規模な改変を行わないよう協力を求める。	
				○現状の山林の保全について協力を求める。	
発掘調査	○本質的価値を把握するために必要な発掘調査に努める。			—	
追加指定	○追加指定を検討する。	○揚水機が除却された場合には追加指定について検討する。	○本質的価値に関連する要素が確認された場合には、追加指定を検討する。	—	
公有地化	○公有地	○追加指定された場合には公有地化を検討する。			